

消費生活
緊急情報

第14号

平成21年7月27日

太陽光発電システムで、
「クレジットの支払いを止められる」
と誘う自称「元社員」にご注意

太陽光発電システム販売会社の元社員を名乗る者が契約者宅を訪問し、「太陽光発電を契約する際、売電でクレジットの支払いが賄えるなどと虚偽の説明をした。クレジットの支払いを止めてあげる。」と**いって解約通知書を作成し代金をとる事例が発生しています。**

クレジットの解約の成否は、個々の事情により異なり、**全てが解約できるわけではありません。**

被害者救済を装い、顧客名簿を元に回っていると思われるので、システムを設置されたご家庭では**ご注意ください。**



相談多発地域

茨城県消費生活センター

電話029 - 225 - 6445

(月～金、9時～17時)